



## 【法律・労働問題（例題）】

第 1 問 憲法 13 条後段のいわゆる幸福追求権の規定に関する次の記述のうち、妥当なものを二つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- 1 幸福追求権の規定については、これを人権の重要性を強調する一般原理を宣言したものとす  
る説と、裁判上の救済を受けることができる具体的権利であるとする説とが対立しているが、  
判例は当初から一貫して具体的権利性を認めている。
- 2 良好な環境を享受する権利であるいわゆる環境権について、判例は、自然環境との関係で  
成立する人格権についてはこれを認めているが、環境権そのものについては、具体的権利と  
して認めていない。
- 3 幸福追求権の性格については、人格的生存に必要不可欠な権利・自由を包摂する包括的な  
権利であり、個別的人権との関係では一般法と特別法との関係に立つと解されている。
- 4 幸福追求権が保障する権利の範囲については、散歩、自動車の運転などあらゆる生活領域に  
おける行為の自由を保障していると解するのが通説である。
- 5 幸福追求権から導き出される人権として、最高裁判所の判例が認めたものには、プライバ  
シー権のほかに、アクセス権、自己決定権がある。

解答欄		
-----	--	--

第 2 問 会計監査人に関する次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を、それぞ  
れの解答欄に記入しなさい。

- 1 会計監査人は、いつでも辞任することができる。
- 2 定時株主総会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時株  
主総会に出席して意見を述べなければならない。
- 3 監査役会設置会社において一時会計監査人の職務を行うべき者を監査役会が選任したときは、  
その報酬も監査役会が定める。
- 4 監査役会設置会社が会計監査人に対して責任を追及する訴えを提起する場合には、当該訴え  
について、監査役が監査役会設置会社を代表する。
- 5 取締役は、監査役会設置会社において会計監査人の報酬を定める場合には、監査役会の同意  
を得なければならない。

	1	2	3	4	5
解答欄					